

令和8年度 旧北部保育所解体工事
実施設計図

図面リスト

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
	(意匠図)		(構造図)		(電気設備図)		(機械設備図)
A-00	図面リスト	S-01	鉄筋コンクリート工事特記仕様書	E-01	既存 電気特記仕様書	M-01	既存 設備工事仕様書
A-01	解体工事仕様書(1)	S-02	配筋加工図	E-02	既存 電気配置図	M-02	衛生器具リスト(撤去)
A-02	解体工事仕様書(2)	S-03	基礎伏図	E-03	既存 配分電盤結線図	M-03	屋外給水設備図
A-03	解体工事仕様書(3)	S-04	R階(L)伏図	E-04	既存 幹線動力設備平面図	M-04	屋内給排水設備図
A-04	配置図・敷地求積・見取り図	S-05	R階(U)伏図	E-05	既存 照明器具リスト	M-05	厨房機器リスト
A-05	面積表	S-06	基礎・柱配筋リスト	E-06	既存 電灯コンセント設備平面図	M-06	屋外排水樹図
A-06	仕上表	S-07	梁配筋リスト(1)	E-07	既存 火災報知・電話配管・弱電設備平面図	M-07	換気・暖房設備仕様書
A-07	平面図	S-08	梁配筋リスト(2)	E-08	既存 電気時計・インターホン設備平面図	M-08	既存撤去空調換気機器リスト
A-08	屋階平面図	S-09	スラブ・壁配筋リスト	E-09	既存 弱電器具リスト	M-09	既存空調換気設備平面図
A-09	立面図(1)	S-10	各部配筋詳細図(1)			M-10	地下貯油増図
A-10	立面図(2)	S-11	各部配筋詳細図(2)			M-11	現状：周囲給排水設備図
A-11	断面図						
A-12	天井伏図						
A-13	矩計詳細図(1)						
A-14	矩計詳細図(2)						
A-15	矩計詳細図(3)						
A-16	矩計詳細図(4)						
A-17	平面詳細図・展開図(1)						
A-18	平面詳細図・展開図(2)						
A-19	平面詳細図・展開図(3)						
A-20	平面詳細図・展開図(4)						
A-21	平面詳細図・展開図(5)						
A-22	部分詳細図(1)						
A-23	部分詳細図(2)						
A-24	外構図						
A-25	建具キープラン						
A-26	建具表(1)						
A-27	建具表(2)						
A-28	建具表(3)						
A-29	指定仮設図						

解体工事仕様書

I 工事概要

1. 工事名 旧北部保育所解体工事
2. 工事場所 羽咋郡宝達志水町杉野屋へ3
3. 工事種目 解体工事

園舎棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 延床面積 536.309㎡
倉庫棟 木造 平屋建 延床面積 16.24㎡

4. 完成期日 令和 年 月 日
5. 別契約関連工事

II 工事仕様

1. 図面及び特記仕様（解体工事）に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書」（平成31年版）（以下「解体共仕」という。）により、解体共仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（平成31年版）（以下「改修標仕」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（平成31年版）（以下「標仕」という。）による。
2. 電気設備改修工事及び機械設備改修工事を本工事に含む場合は電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事仕様書を適用する。なお電気設備工事の工事仕様書は（ / ）図、機械設備工事は（ / ）による。
3. 解体部と既存部との取合工事の仕様は、別紙「建築改修工事仕様書」による。
4. 本工事は、この仕様書（解体工事）に基づく他、下記の関連法令等に基づき施工する。 <1.3.6><1.3.9>
 - 1) 建設業法
 - 2) 建築基準法
 - 3) 労働安全衛生法
 - 4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - 5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
 - 6) 建築工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 7) 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（国土交通省住宅局長ほか）
 - 8) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）
 - 9) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
 - 10) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
5. 特記事項
 - 1) 項目は番号に○印の付いたものを適用する。
 - 2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。
 - 3) ◎印のないものは※印のあるものを適用する。
 - 4) ◎印と◎印のある場合は共に適用する。
 - 5) 特記事項に記載の（ . . . ）内表示番号は「解体共仕」の当該項目を示す。
 - 6) 特記事項に記載の（ . . . ）内表示番号は「標仕」の当該項目・図・表を示す。
 - 7) 特記事項に記載の [. . .] 内表示番号は「改修標仕」の当該項目・図・表を示す。
 - 8) 斜線で消去した章は適用しない。

章	項目	特記事項
---	----	------

① ・ 一 般 共 通 事 項	① 適用範囲	この仕様書は解体工事に適用する。
	② 適用基準等	設計図書の外に、下記の該当事項を適用する。 ・営繕工事写真撮影要領（平成31年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
	③ 工事実績情報の登録	※ 登録する（但し工事請負代金額500万円以上の工事。） [1.1.4] <1.1.4>
	④ 施工の立会い等	請負契約約款第14条第2項に定める監督員等の立会いの上施工する工事は次のものとする。 <1.5.5> ◎吹付石綿材等「特別管理産業廃棄物」の除去及び最終処理 ◎内装の解体 ◎躯体の解体 その他監督員が指示するもの。
	⑤ 発生材の処理	1) 産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可業者により運搬し、同法に基づく許可を得た処分場で処分すること。 また、処分の際には産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに、マニフェスト一覧表を監督員に提出し、確認を受けなければならない。 2) 発生材のうち引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に引き渡す。 [1.3.12] <1.3.10> イ) 引渡しを要するもの及び引渡し場所 ・引渡しを要するもの ・引渡し場所 ・引渡しを要するもの（ ） ・引渡し場所（ ） ロ) 特別管理産業廃棄物の有無 ◎有 ・無 ハ) 特別管理産業廃棄物の処理方法 ※図面 番 図参照 ・無 3) 発生材のうち、現場で再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、下記による。 ・現場で再利用を図るもの ・再資源化を図るもの（ ） 4) 建設リサイクル法第11条に基づく「通知書」及び同法第18条に基づく「再資源化等報告書」の提出の有無 ◎有 ・無

⑥ 施工条件

- 1) 安全対策 [1.3.5] <1.3.5>
 - イ) 交通安全施設の設定 ・設置する
 - ロ) 交通整理員の配置 ◎配置する
 - ハ) 施工時間帯の制限 ◎打合せによる 時 ~ 時
 - ニ) 近隣への安全対策 ◎着工前に近隣へ説明すること
 - ホ) 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、施工時間、安全対策措置 ◎施工方法
◎施工時間
◎安全対策
◎施設利用者の安全に配慮した対策をとること
- ヘ) その他の安全対策

⑦ 保険

- 1) 請負契約約款第4.9条に定める火災保険等は、次のものとする。
※建設工事保険又は組立保険（工事対象物を全て解体する工事を除く）
- 2) その他の保険 ・賠償責任保険
- 3) 加入期間 引渡しまで（引渡しを要しない工事の場合は、工事完了まで）

⑧ 工事写真等の記録

- 1) 工事記録写真等は、営繕工事写真撮影要領（平成31年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により整備し、下記により提出する。また本仕様書の「第1章20電子納品」を行う場合は、更に当該特記事項に基づいて作成し提出する。 [1.2.4] <1.2.3>

区分	分類	規格	撮影枚数	部数
着工前	※カラー	※サービス版	※ 50 景以上	※ 1部 部
工事中	※カラー	※サービス版	※解体工程毎 景以上	※ 1部 部
完成時	※カラー	※サービス版	※ 20 景以上	※ 2部

- 2) 写真はA3ラフブック(A4版)に順序よく、説明事項を記入の上、所定の部数を提出する。
- 3) 監督員の指示により手直しを命ぜられた工事は、手直し前、中、後が判断出来る写真を撮影し、報告書に添え提出する。

⑨ 工事報告書

- 1) 工事の進捗表、作業員の出勤報告、工事箇所図及び工事現場写真等を記載した工事報告書を毎月15日及び月末毎に提出する。
着工に先立ち、地下に埋設されたガス管、電話ケーブル、給排水管及び架設物がないか関係機関の協力を得て確認し、報告すると共に事故を未然に防ぐよう留意する。

⑩ 敷地状況の確認

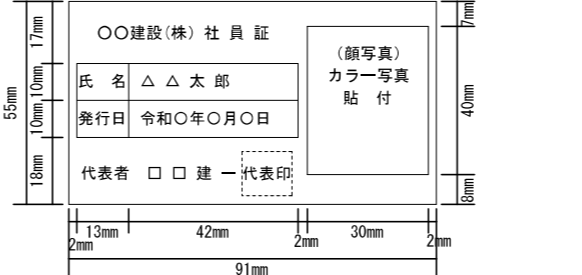
- 1) 隣接建物または工作物の調査

⑪ 工事現場掲示板

- 1) 工事現場には下記の掲示板を設置する。（記入例） [2.4.1] <2.3.1>



- 2) (監修) 内は監修を委託した場合
 - 3) 業者名が多くなった場合でも縦75cm以内とする。
 - 4) 工事名は各工事とも共通な名称とし、文字は角ゴシック体とする。
- 現場代理人及び主任（監理）技術者は、工事期間中は次に定める様式例等による顔写真入り名札を着帯すること。（但し、請負額1,000万円以上の工事）



- (注意事項)
- ①名札として使用する用紙（台紙）は白色、寸法は上図(名刺サイズ、縦5.5cm×横9.1cm)のとおりとする。
 - ②顔写真（カラー写真）の寸法は縦4.0cm×横3.0cmとし、撮影する部分は胸から上の上半身とする。
 - ③ケースの寸法は上記①の用紙（台紙）が入る大きさとする。

⑬ 創意工夫等

- 1) 工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

⑭ 公共事業労務費調査等に対する協力

- 1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- 2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- 3) 正確な調査票等の提出が行えるよう労働基準法等に従い、就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- 4) 対象工事の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け工事の受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請け人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ・本工事が「建設副産物実態調査」の対象である場合、工事完了後速やかに調査票を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 建設業法第24条の7に該当する施工体制台帳の作成が必要な工事は、当該台帳を現場に備え付け、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げておくこと。

⑯ 施工体制台帳の作成等

- 次に掲げる指定建設機械は、排気ガス対策型とする。（グリーン購入法「特定調達品目」判断の基準等を参照）

- 1) バックホー
- 2) トラクターショベル
- 3) 発動発電機
- 4) 空気圧縮機
- 5) ローラ類
- 6) ホイールクレーン

⑱ 騒音振動の防止

⑲ 保険の付与及び事故の補償

- 1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。（法定外の労災保険を含む）
- 3) 受注者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及び就労予定日数を的確に把握し、その掛金収納書の写しを工事請負契約締結1ヶ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

20 電子納品

- ※行う（「電子納品仕様書」による。） ・行わない

電子納品仕様書

- 1 電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書データを電子データで納品するものである。
ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名称
営繕工事電子納品要領（令和元年版）
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（令和元年版）

- 2 工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にCD-R、DVD-R又はBR-Dで1部納品する。

- 3 工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。
工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。
- 4 発注者が行うCAS/EC電子納品に関する調査について協力を行うものとする。

⑳ 電気保安技術者

- ◎ 通用する [1.3.3] <1.3.3>

㉑ 公衆災害防止等

- 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）及び建設副産物適正処理推進要綱等関係規定を遵守して災害の防止に努める。 <1.3.7><1.3.6>

㉒ 関連する設備等

- 関連する設備等については適正に処置を行う。 <3.2.1>
 - ◎給水
 - ◎電気
 - ◎電話
 - ◎雨水
 - ◎ガス
 - ◎排水
 - ◎その他

㉓ 総合評価時における技術提案

- 「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づく「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、受注者は「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の確認を受ける。なお、受注者の責任以外の理由等により、変更等の必要が生じた場合は、事前に監督員に協議する。

㉔ 技能士等

- ※技能士 [1.6.2]
適用工事種別 技能検定作業
仮設工事 ◎とび作業

㉕ ダンプトラック等による過積載等の防止

- 1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けること等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5) 建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年8月2日法律第131号。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 7) 1から6につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

履歴	平成16年 4月 1日	平成21年 8月 1日	平成27年 4月 1日
	平成17年 6月 1日	平成22年 4月 6日	平成28年 4月 1日
	平成18年 7月 3日	平成23年 4月 1日	平成29年 7月 1日
	平成19年10月 1日	平成24年 4月 1日	平成30年 4月 1日
	平成20年 4月 1日	平成25年 4月 1日	令和2年 4月 1日
	平成21年 4月 1日	平成26年 4月 1日	令和3年 4月 1日

設計年月日	工事名	図番
2026.3	旧北部保育所解体工事	A-01
訂正	整理	確認
	25057	解体工事仕様書（1）

⑧
・
そ
の
他

① いしかわ土日
おやすみモデル
工事

1) 適用
工事現場において原則土日を休日とした週休2日の工事「いしかわ土日おやすみモデル工事」
(以下、「モデル工事」という)の適用については、次のとおりとする。
・ 発注者指定型
※ 施工者希望型
(イ) 受注者は、現場着手日までに、「いしかわ土日おやすみモデル工事実施要領」様式1
の協議書によりモデル工事の実施の有無を発注者と協議すること。
(ロ) 協議の結果、モデル工事を行わない場合は、下記2) (1)～(7)の内容によらず
施工するものとし、(8)の補正分を減額する。
・ 対象外

2) モデル工事の内容
(1) 受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板を設置すること。
(2) 受注者は、現場着手前に原則土日を休日とした週休2日の計画工程を工事工程表
(様式2を標準とする)に記入し、監督員に提出・共有すること。
(3) 受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表を修正し、監督員に提出・共有
すること。
(4) 受注者は、工期最終日まで、工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出すること。
(5) 週休2日の工事の定義(様式)等については、石川県土木部監理課技術管理室HPの「い
しかわ土日おやすみモデル工事 実施要領」を参照すること。
(6) 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して
現場作業が無い状態も「現場閉所」とみなす。
(7) 受注者は、発注者が必要と認めた場合、別に定めるアンケート調査に協力すること。
(8) 当初設計において、週休2日(4週8休以上、現場閉所率28.5% (8日/28日)以上)
を前提に補正係数1.05により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単
価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正している。
(9) 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、(8)の補正分
を減額する。
なお、施工者希望型においては、週休2日の確保が確認できなかった場合であっても、
工事成績評定で減点評価は行わない。

設計年月日	2026.3	工事名	旧北部保育所解体工事		図番	A-03
訂正	_____	製番	25057	標題	解体工事仕様書(3)	
	_____				縮尺	1/

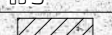
解体工事方針
 ・解体範囲は建物全体とする。
 ・機械室は設備工事とする。
 ・外構解体工事範囲は配置図を参照とする。

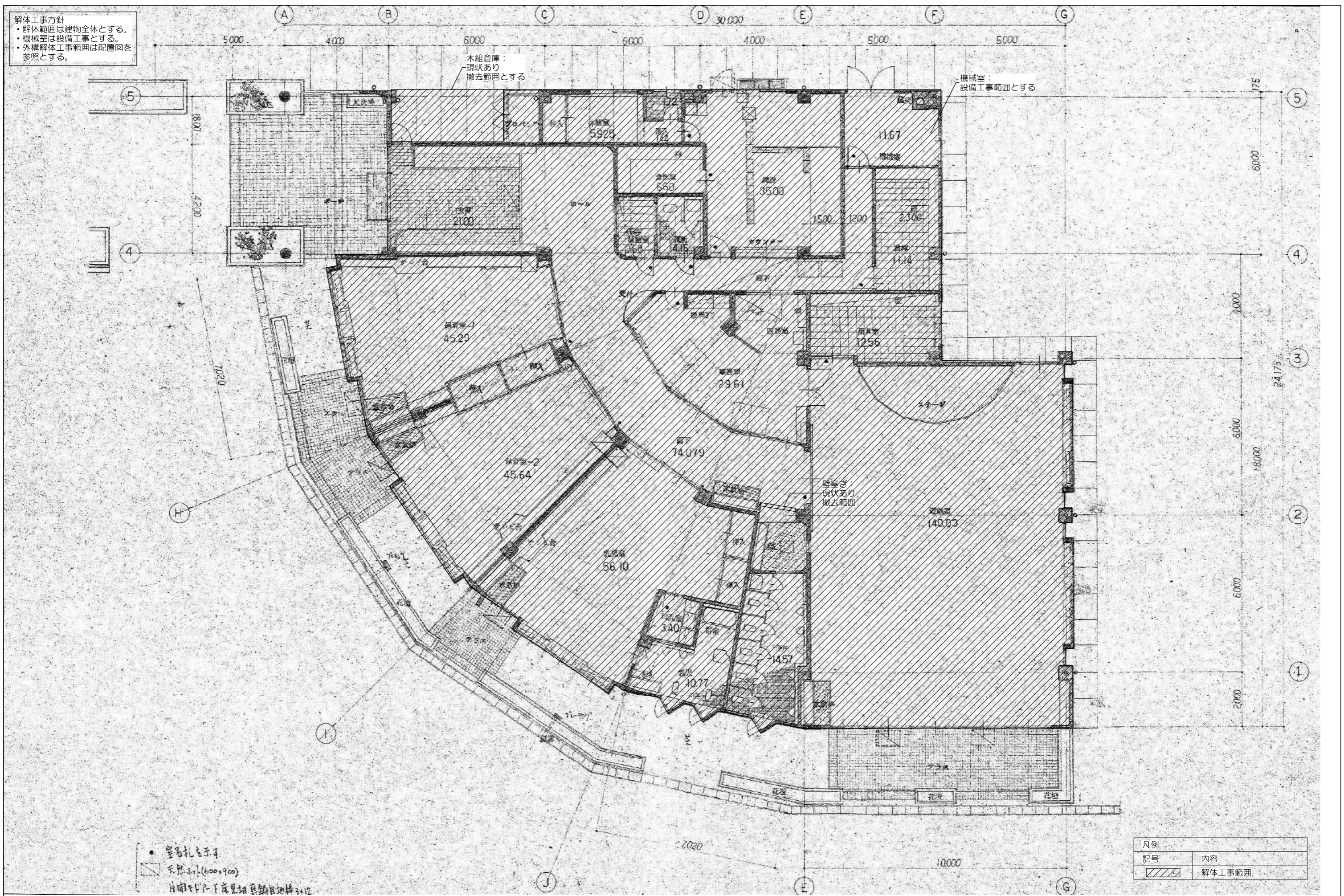
木組倉庫：
 現状あり
 撤去範囲とする

機械室：
 設備工事範囲とする

壁巻き：
 現状あり
 撤去範囲

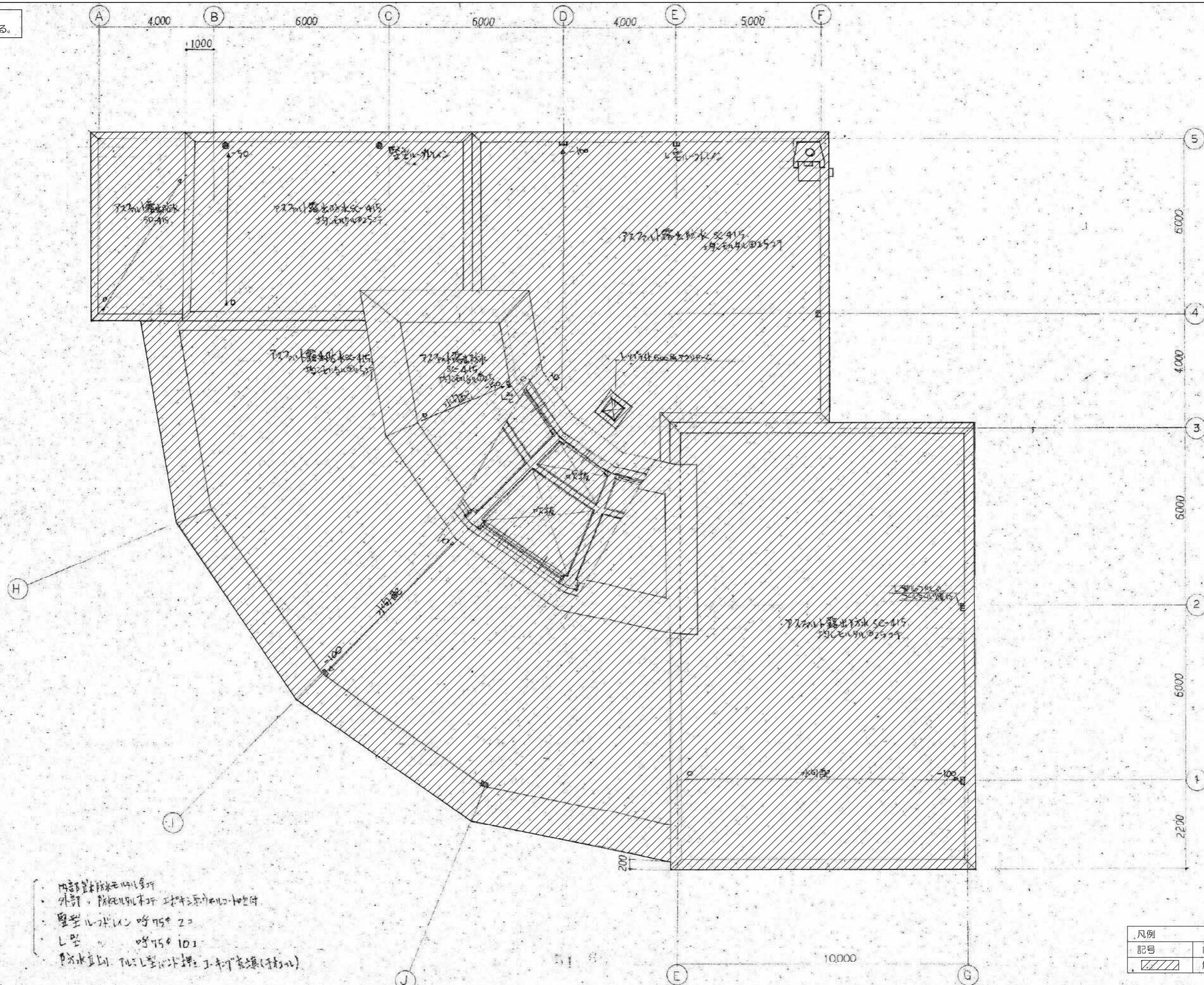
● 壁巻き表示
 天然石(600×900)
 片割キド下底見切真鍮目地掃き出し

凡例	
記号	内容
	解体工事範囲



設計年月日	2026.3	工事名	旧北部保育所解体工事		図番	A-07
訂正		製番	25057	標題	平面図	縮尺 A1:1/100 A3:1/200

解体工事方針
 ・解体範囲は建物全体とする。

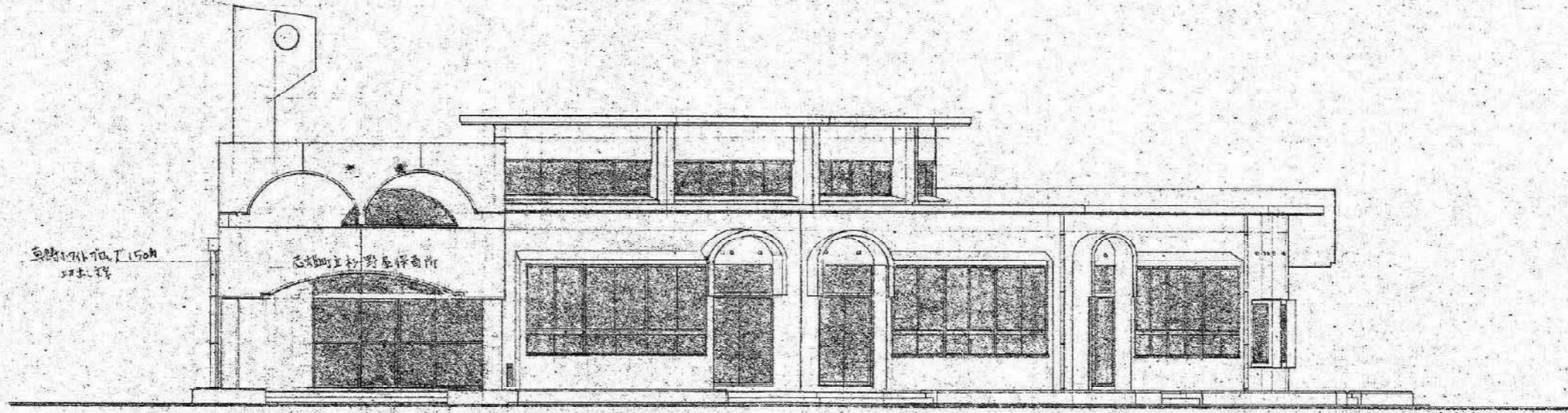


内部は防水を14日先行
 ・外部、防水用材打付 即時足元を10cm厚付
 壁型L型鉄板 50x100 20
 L型 50x100
 防水直前、70mm L型鉄板工 先行実施(手前)

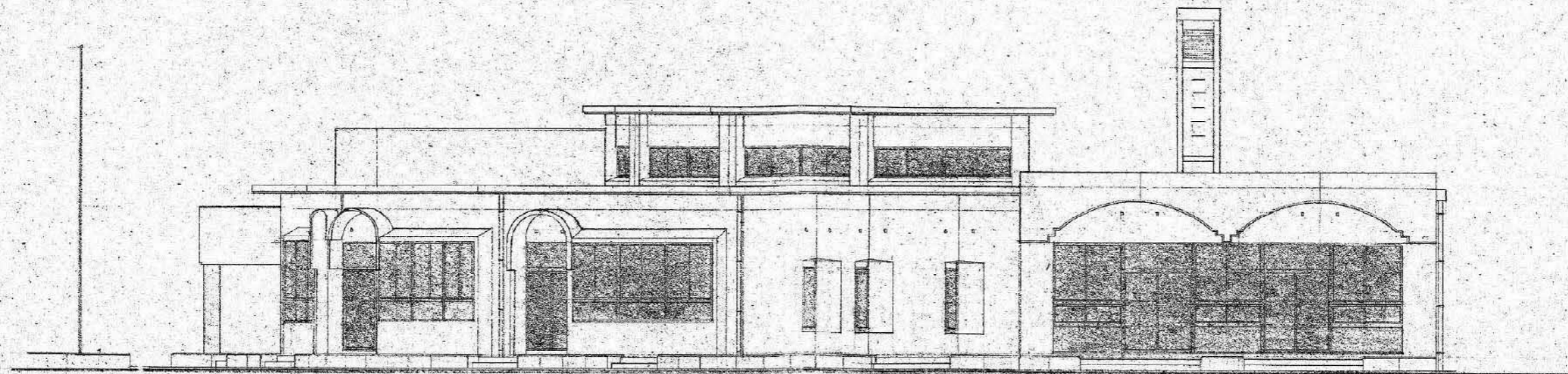
凡例	
記号	内容
	解体工事範囲

設計年月日 2026.3	工事名 旧北部保育所解体工事	図番 A-08
訂正	図番 25057	縮尺 A1:1/100 A3:1/200
	標題 屋根平面図	

解体工事方針
・解体範囲は建物全体とする。



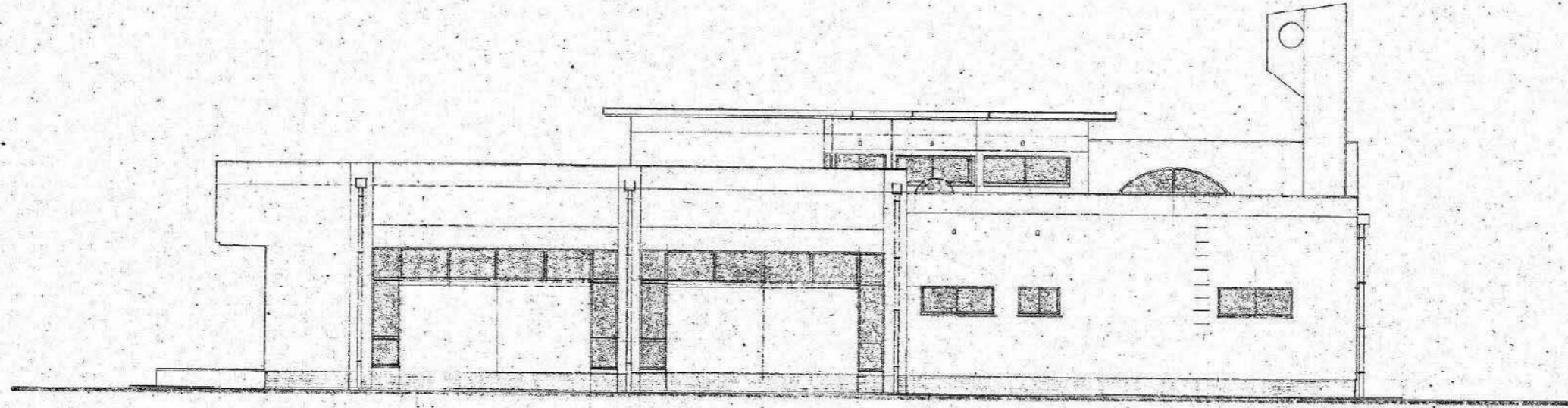
南側立面図



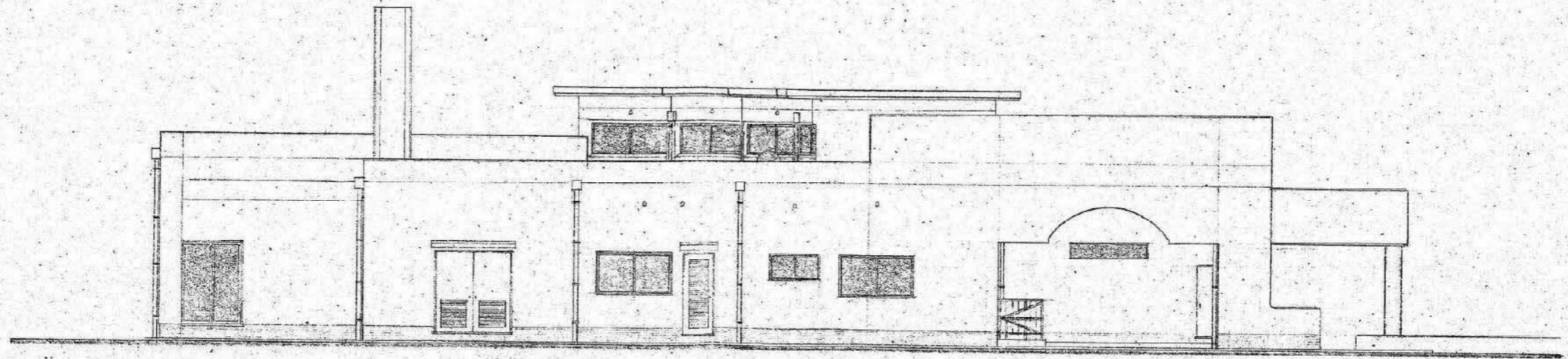
東側立面図

設計年月日	2026.3	工事名	旧北部保育所解体工事		図番	A-09
訂正		製番	25057	標題	立面図(1)	
					縮尺	A1:1/100 A3:1/200

解体工事方針
・解体範囲は建物全体とする。



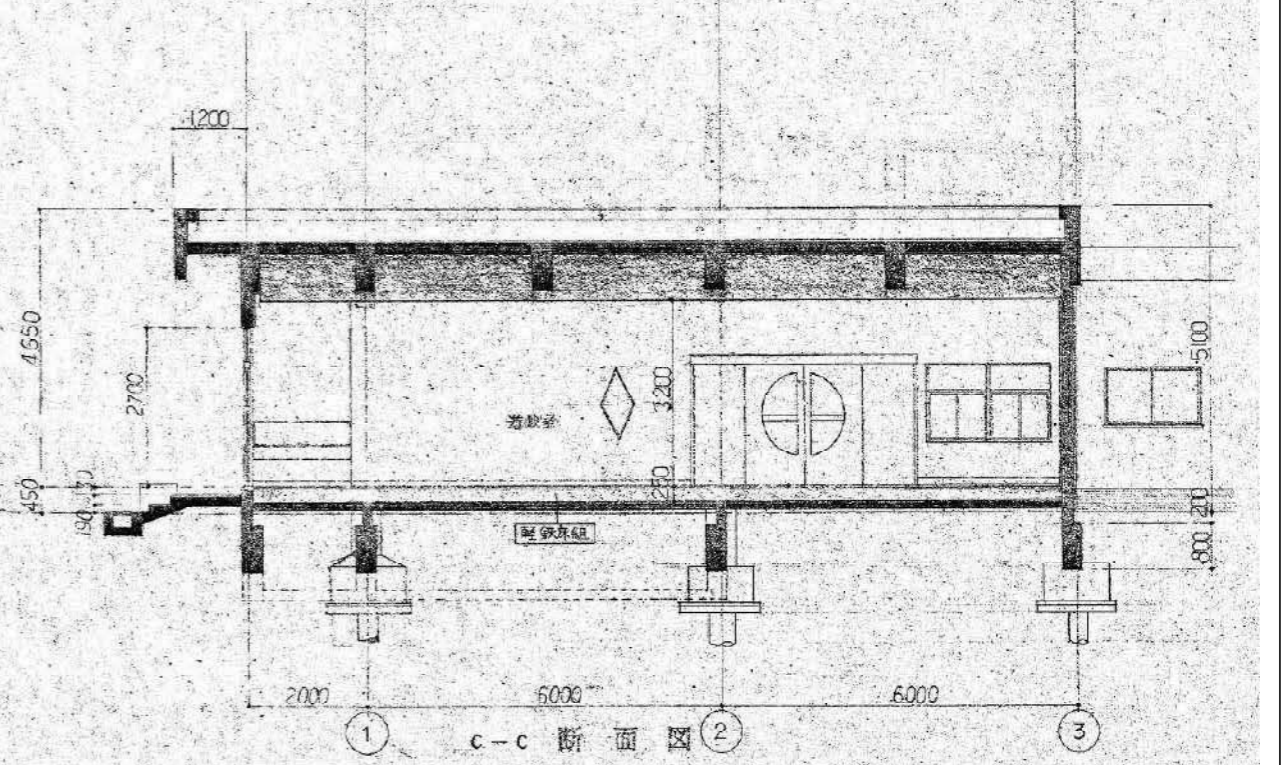
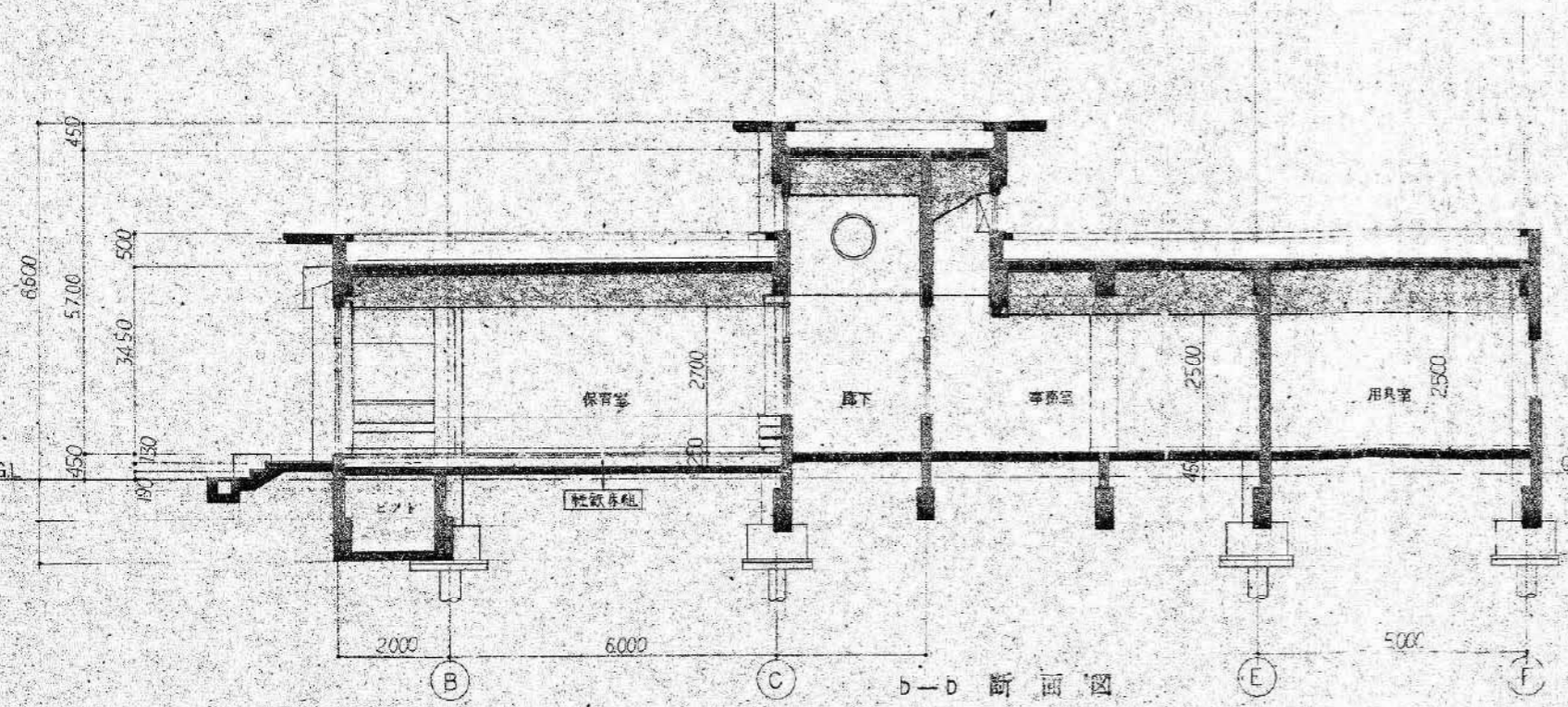
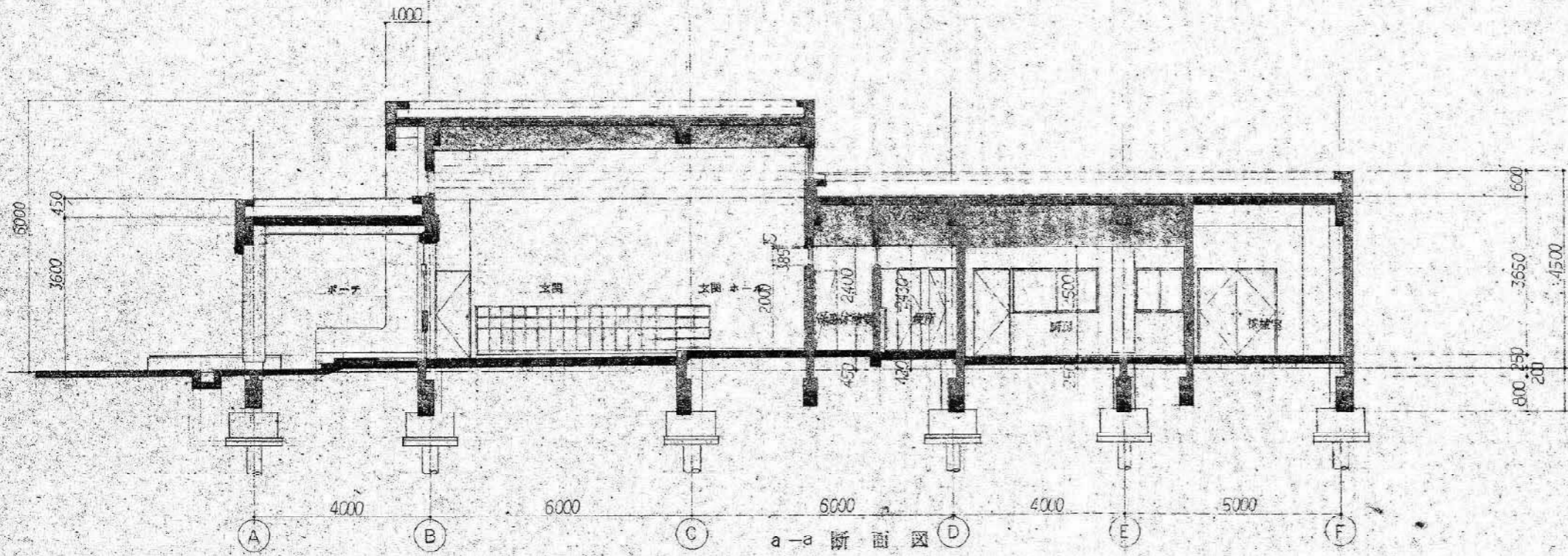
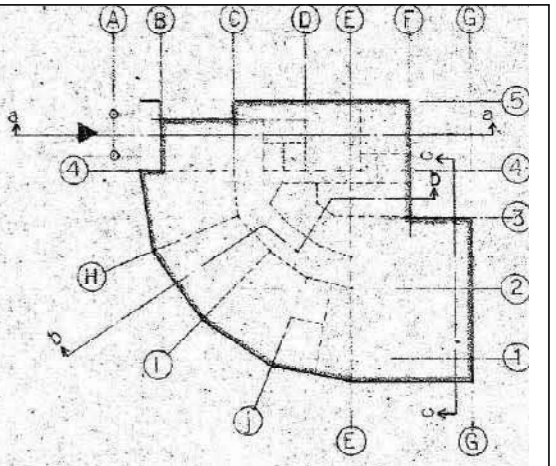
北側立面図



西側立面図

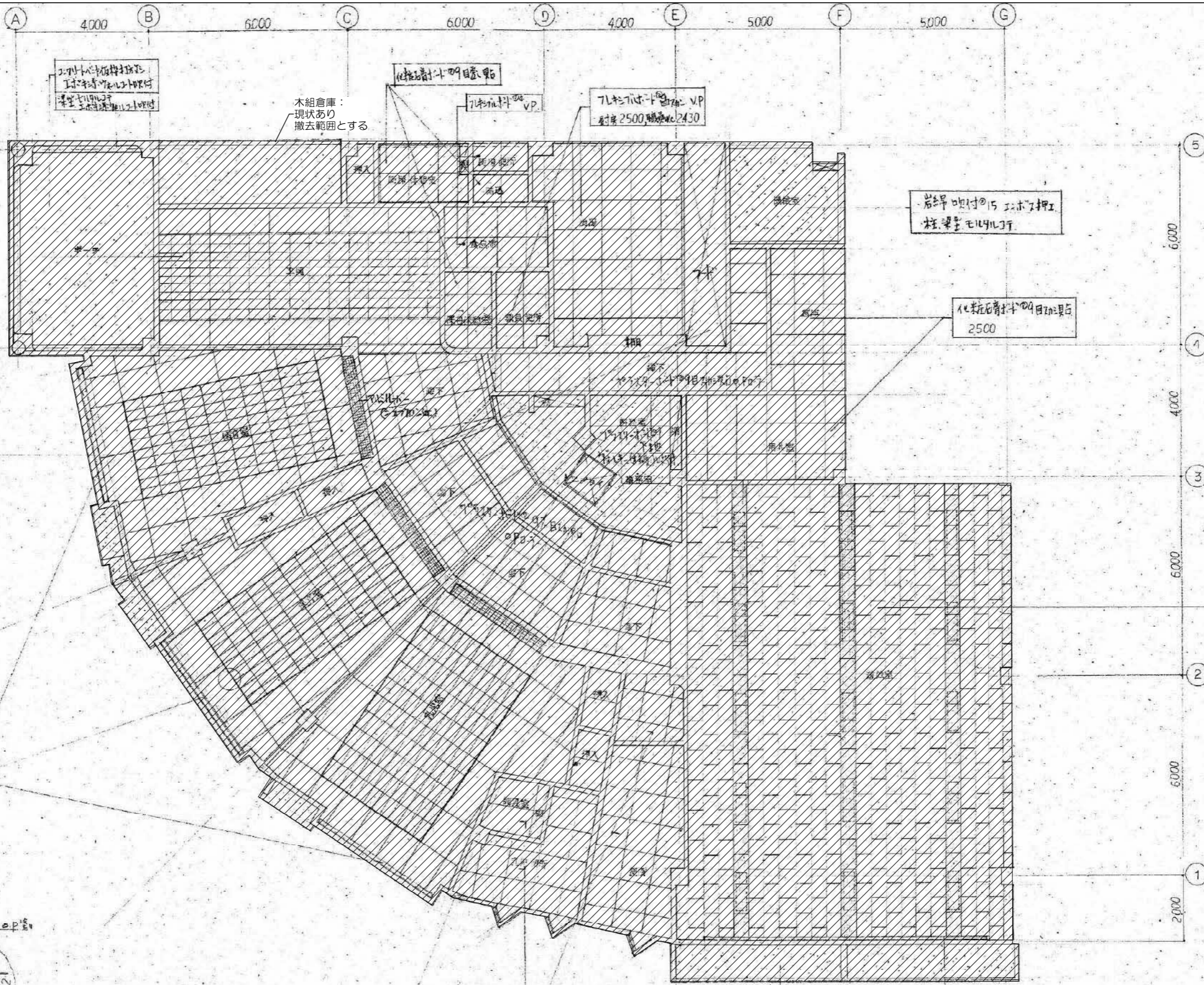
設計年月日	2026.3	工事名	旧北部保育所解体工事		図番	A-10
訂正		製番	25057	標題	立面図(2)	
					縮尺	A1:1/100 A3:1/200

解体工事方針
 ・解体範囲は建物全体とする。



設計年月日	2026.3	工事名	旧北部保育所解体工事		図番	A-11
訂正		製番	25057	標題	断面図	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200

解体工事方針
 ・解体範囲は建物全体とする。
 ・機械室は設備工事とする。



2011年10月解体工事
 1724-109目録貼
 1724-109目録貼
 1724-109目録貼

1724-109目録貼

7124-109 VP

7124-109 VP
 付帯2500幅×2430

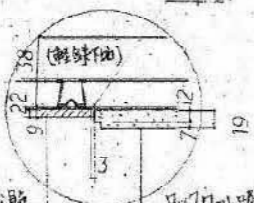
木組倉庫：
 現状あり
 撤去範囲とする

岩盤吹付15工
 柱梁等モルタル工

化粧石膏109目録貼
 2500

遊戯室 (3F)
 1724-109目録貼
 化粧石膏109目録貼
 3200

1724-109目録貼
 1724-109目録貼



1724-109目録貼 EP
 1724-109目録貼 EP

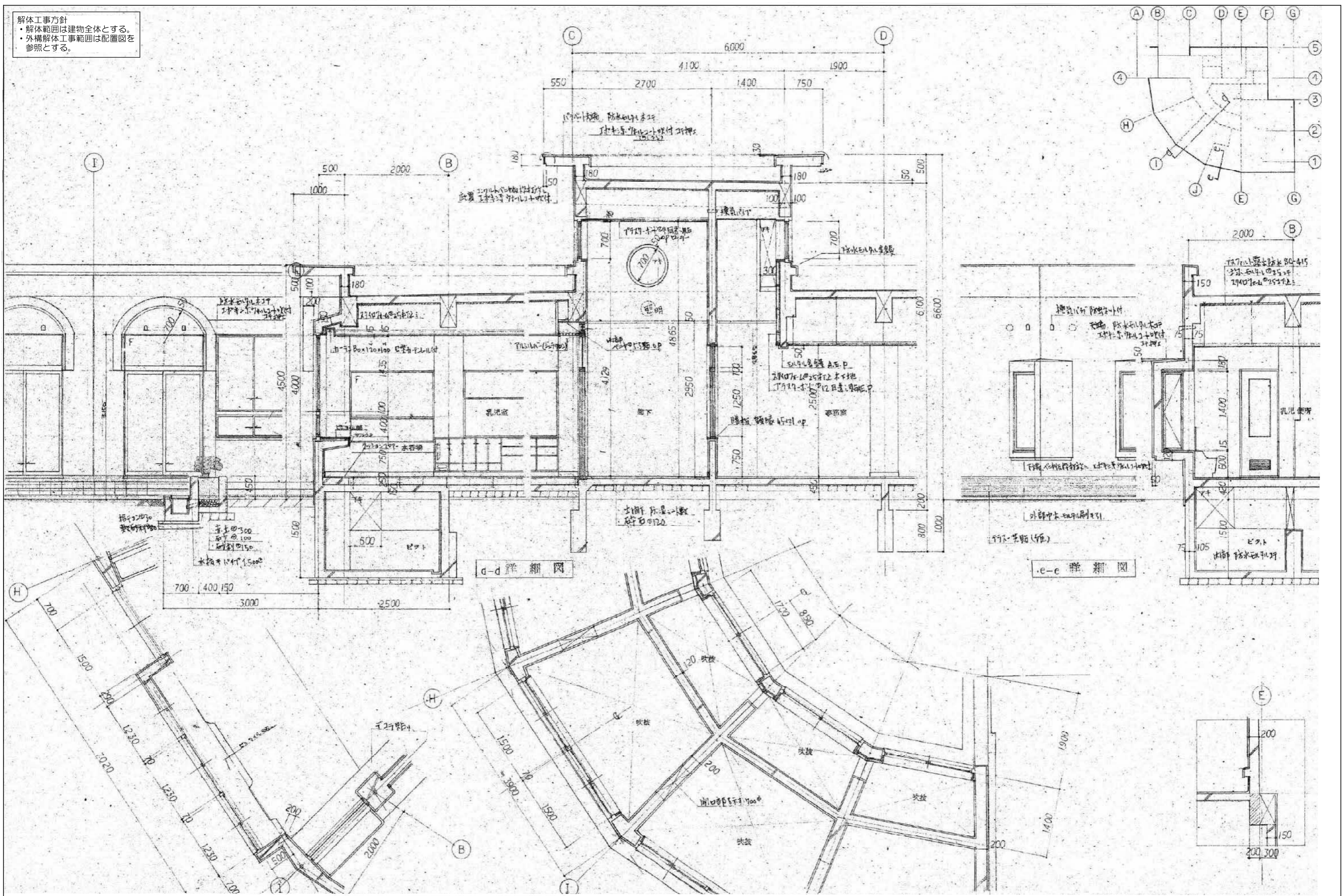
1724-109目録貼 VP
 2500 (幅約2400)

1724-109目録貼
 1724-109目録貼

凡例	
記号	内容
	解体工事範囲

設計年月日	2026.3	工事名	旧北部保育所解体工事		図番	A-12
訂正		設備	25057	標題	天井伏図	縮尺 A1:1/100 A3:1/200

解体工事方針
 ・解体範囲は建物全体とする。
 ・外構解体工事範囲は配置図を参照とする。



設計年月日	2026.3	工事名	旧北部保育所解体工事		図番	A-14
訂正		製番	25057	標題	矩計詳細図(2)	縮尺 A1:1/50 A3:1/100